

岐阜県公報

第二千五百三十三号
平成二十六年四月一日

(火曜日)

目次

告示

指定認証機関の名称等の変更	(情報企画課) 二二一
指定情報処理機関の名称等の変更	(市町村課) 二二一
保健所長印に関する告示の一部改正	(健康福祉政策課) 二二二
農業振興地域の指定に関する告示の一部改正	(農村振興課) 二二二
解除予定保安林とする旨の通知	(治山課) 二二二
道路の区域変更	(道路維持課) 二二三
建築基準法に規定する数値等の変更	(建築指導課) 二二三

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数	(選挙管理委員会) 二二三
政治団体の異動事項の公表	(同) 二二四
解散届が提出された政治団体の名称等の公表	(同) 二二五
指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表	(同) 二二六
資金管理団体の異動事項の公表	(同) 二二六
指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表	(同) 二二七
特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課) 二二七
土地改良事業の工事の完了	(農地整備課) 二二七
岐阜都市計画道路事業の周知	(道路建設課) 二二七

岐阜県告示第三百十八号

地方公共団体情報システム機構法(平成二十五年法律第二十九号)附則第七条第一項の規定により地方公共団体情報システム機構が財団法人自治体衛星通信機構の権利及び義務を承継したため、同条第二項の規定により届出があつたものとみなして適用する電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第三十八条第三項の規定により次のとおり告示する。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

告示

- 一 変更前の指定認証機関の名称及び主たる事務所の所在地
財団法人自治体衛星通信機構
東京都虎ノ門五丁目二番一号
- 二 変更後の指定認証機関の名称及び主たる事務所の所在地
地方公共団体情報システム機構
東京都千代田区一番町二五番地
- 三 変更の年月日
平成二十六年四月一日

岐阜県告示第三百十九号

地方公共団体情報システム機構法(平成二十五年法律第二十九号)附則第五条第一項の規定により地方公共団体情報システム機構が財団法人地方自治情報センターの権利及び義務を承継したため、同条第三項の規定により届出があつたものとみなして適用する

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十四第三項の規定により次のとおり告示する。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 変更前の指定情報処理機関の名称及び主たる事務所の所在地
財団法人地方自治情報センター
東京都千代田区一番町二五番地
- 二 変更後の指定情報処理機関の名称及び主たる事務所の所在地
地方公共団体情報システム機構
東京都千代田区一番町二五番地
- 三 変更の年月日
平成二十六年四月一日

岐阜県告示第三百二十号

保健所長（保健所に置かれる事務所の長を含む。）印に関する告示（平成十二年岐阜県告示第二百七十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 5を次のように改める。
- 5 飛騨保健所



書体 てん書
大きさ 二十三ミリメートル平方

岐阜県告示第三百二十一号

農業振興地域の指定に関する告示（昭和四十六年岐阜県告示第六百三号）の一部を次のとおり改正する。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 関地域の部を次のように改める。
- 一 関地域
関市の区域のうち、別図の青色で着色した区域
（「別図」は省略し、その関係図面は、岐阜県農政部長村振興課及び岐阜県中濃農林事務所へ備え置いて一般の縦覧に供する。）
- 七 揖斐川地域の部を次のように改める。
- 七 揖斐川地域
揖斐川町の区域のうち、別図の緑色で着色した区域
（「別図」は省略し、その関係図面は、岐阜県農政部長村振興課及び岐阜県揖斐農林事務所へ備え置いて一般の縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所
飛騨市神岡町牧字牛首城山二三三の四・二三四の三・字牧ヶ尾二四〇の一五（以上三筆国有林）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

三 解除の理由
道路用地とするため

岐阜県告示第三百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年四月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	本関 巢線	本巣市金原字観音堂一五 八番一地从先から 同 市同 字同 一番二地先まで	前 後	六〇 二〇 一〇 二〇	三三〇 三三〇 三三〇 三三〇	

岐阜県告示第三百二十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第五十二条第一項第六号及び第二項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号二並びに別表第三（欄五）の項に規定する数値等を次のように変更するので告示する。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 変更する区域

揖斐郡都市計画区域のうち揖斐川町の用途地域の指定のない区域

二 区域の区分及び制限の数値
次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県都市建設部建築指導課及び岐阜・西濃建築事務所並びに揖斐川町産業建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。

三 適用年月日

平成二十六年四月一日

選挙管理委員会告示二小

岐阜県選挙管理委員会告示第二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十六年四月一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松 利幸

1 平成26年3月2日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数

1,674,457人

2 総数の50分の1の数

33,490人

3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

309,308人

4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	333,835	111,279
大垣市	145,164	48,388
高山市	75,838	25,280
多治見市	93,213	31,071
関市	73,340	24,447
中津川市	66,553	22,185
美濃市	18,459	6,153
瑞浪市	31,763	10,588
羽島市	54,344	18,115
恵那市	43,794	14,598
美濃加茂市	40,515	13,505
土岐市	49,214	16,405
各務原市	117,975	39,325
可児市	92,932	30,978
山県市	23,708	7,903
瑞穂市	40,004	13,335

飛騨市	21,888	7,296
本巣市	42,271	14,091
郡上市	36,954	12,318
下呂市	29,338	9,780
海津市	30,653	10,218
羽島郡	36,936	12,312
養老郡	25,634	8,545
不破郡	28,978	9,660
安八郡	19,666	6,556
揖斐郡	57,727	19,243
加茂郡	43,761	14,587

岐阜県選挙管理委員会公告第二十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動届が提出されたこと、同法第七条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり公示する。

平成二十六年四月一日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党岐阜県ビルメンクラブ支部	会計責任者	岩井 浩	宗広 三千生

平成二十六年四月一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松 利幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その表示	当該政党の支部を政党とする名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
民主党岐阜県第1区総支部	柴橋正直	前田守美	岐阜市竜田町4-3	平成26年1月31日	政党の支部	民主党	一以上市町村区域等
伊東靖英後援会	柘植静一	伊東悦子	恵那市飯地町702	平成25年3月15日			
ひらかれた羽島をつくる会	木全幹典	木全幹典	羽島市舟橋町3-35-1	平成26年3月7日			
八洲会(山下八洲夫後援会)	山下八洲夫	岩井生久子	中津川市千旦林1511-85	平成25年11月30日			

岐阜県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十六年四月一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松 利幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
堀 誠	衆議院議員	堀誠後援会	大垣市福田町400	堀 誠

岐阜県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第三号の規定により、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十六年四月一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松 利幸

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
柴橋 正直	志泉会	公職の種類 主たる事務所の所在地	岐阜市長 岐阜市今沢町13	衆議院議員 岐阜市竜田町4-3
堀 誠	一言を成す会(堀誠後援会)	名称 主たる事務所所在地	一言を成す会(堀誠後援会) 大垣市新田町5-35-1	堀誠後援会 大垣市福田町400

種 誠	一言を成す会 (堀誠後援会)	主たる事務所の所在地	岐阜市加納西丸町 1-20	大垣市新田町 5 35-1
-----	-------------------	------------	------------------	------------------

岐阜県選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号又は第二号の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十六年四月一日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
笠原多見子	衆議院議員	21世紀に翔ぐ会	岐阜市長良校文町 ¹⁷	笠原多見子
木全 幹典	岐阜県議会議員	ひらかれた羽鳥をつくる会	羽鳥市井藤町3 35-1	木全 幹典
山下八洲夫	参議院議員	八洲会（山下八洲夫後援会）	中津川市千旦林 1511-85	山下八洲夫

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十六年三月十一日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人なないろ
三代 表 者 の 氏 名 尾関 真由美
四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市春近古市場北八番地二
五 定款に記載された目的 この法人は、通所介護、居宅介護支援事業等の各種介護福祉事業を行うことで、高齢者及びその家族が安心して生活できる福祉社会の実現に寄与することを目的とする。

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
中山間地域総合整備事業	下呂北部地区 (白山・東畑地区) (坂河上段工区)	平成二五・三・一四

岐阜都市計画道路事業の周知

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画道路事業の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画事業の種類及び名称
岐阜都市計画道路事業
- 三・三・四十一号 長良系貫線

二 施行者の名称

岐阜県

三 事務所の所在地

岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県県土整備部道路建設課

四 事業地の所在

収用の部分

岐阜県岐阜市大字正木字垣内並びに大字折立字石場、字塚本及び字枇杷地内
使用の部分 なし

平成二十六年四月一日発行

発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐阜文芸社